

会 議 録

会議の名称	平成29年度第2回東村山市障害者自立支援協議会定例会				
開催日時	平成29年10月19日（木）午後2時00分～4時30分				
開催場所	東村山市立社会福祉センター				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： （定例会委員）岸野靖子、村瀬崇、秋元厚彦、高橋節夫、高橋千恵子、高澤律子、山中誠一、田宮良、芦崎康彦、千葉道子、橋本雅美 （事務局）市：小倉障害支援課長、加藤課長補佐、宮本事業係長、東支援第1係長、後藤支援第2係長、斉藤 社会福祉協議会：稲森、鈴木</p> <p>●欠席者：長嶋委員、松本委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1. 開会 2. 協議（報告）事項 （1）研修会の実施について （2）専門部会の活動内容の報告について （3）東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有について （4）東村山市内社会福祉法人連絡会相談支援事業検討委員会に活動内容の報告について （5）その他 3. 情報交換 4. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部障害支援課 担当者名 加藤 電話番号 042-393-5111（内線3166） ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>○事務局 A それでは定刻となりましたので、平成29年度第2回東村山市障害者自立支援協議会定例会を開催いたします。 まず、会議の成立状況について申し上げます。現在2名の方からご欠席の連絡をいただいておりますが、出席者は過半数を超えており、会議は成立しますことを申し上げます。 それでは、ここから議事の進行を会長にお願いいたします。</p> <p>○会長 それでは、傍聴人がいましたら傍聴を許可したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし） （傍聴人なし）</p>					

それでは次に進みます。(1) 研修会の実施について、議題とします。

○事務局 B

資料 1 に基づき説明がなされた。

○会長

山梨県立大学の犬塚教授による「権利擁護」「本人主体」「人権尊重」の視点を意識した支援のあり方についての講義とグループワークとする研修内容ですが、何かご意見等ありますか。

○委員 A

テーマが権利擁護ということだが、精神医療の分野には、措置入院制度があり、本人が望まない入院の中で、どのように権利擁護を守っていくのかが問われるため、権利擁護について講義お話しいただくのは良いと思います。

○委員 B

サービス利用者、相談利用者と権利擁護、人権というところは、支援していく中で難しい場面が多々あるので、テーマに異論はございません。

○委員 C

現場サイドでは、一法人とか小規模の事業所だと、研修に出ると現場に穴が開くので、今回のような研修会の機会を作るのは難しい。協議会で研修会の機会を作ってくださいことは、非常に良いと思います。

○委員 D

講師の先生から具体的な事例をお話しただけると良いです。

○委員 E

日々の業務で必死になっているので、権利擁護について一度振り返ることは、すごく大事なことだと思います。

○委員 F

今回の研修において、本人主体となっているところが興味深い。日々の支援の中で、本人主体を大切に考えているが、権利擁護と人権尊重をどう守っていくか、日々苦しんでいます。

○委員 G

その方が望んでいる支援ができていないか、不安になることがあるので、適切なアドバイスをいただけることを期待しています。

○委員 H

利用者支援の中で、本人と家族の意見に相違があるときや精神障害のある人の生活支援において何をしたら良いのか、悩むことが多々あります。

○委員 I

権利擁護と本人主体について、お話しいただければと思います。

○委員 J

知的障害のある人の場合、ご自分で理解している選択肢が狭い場合が多いので、選択肢を 2 つしか知らない人に、自己決定しなさいというのが、本当にご本人の権利を支持していることになるのか。実際にいくつかある中から、体験して時間をかけて、結論を出さなければ、ご本人は納得できない。例えば、大きく生活環境が変わる時はすごく不安になるので、そういう時の不安の克服をする時も一緒にステップ・バイ・ステップでお付き合いしていかななくては、本当の意味での権利擁護にならないので、とっても難しい問題だろうと思う。

○会長

犬塚先生は、相談支援従事者研修、初任者から現任者まで様々な研修をされており、

また山梨県甲府市地域自立支援協議会の会長もされているので、具体的なスーパービジョンを受けることができるかと思えます。委員の皆さま方から、事例を含めたグループ討議ができれば良いとの意見が出ましたので、悩みの共有だけに終わらないようにし、実践の向上が図ることが出来れば良いと思えます。他にご意見等が無いようでしたら、研修会の実施について決定したいと思います。このことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○会長

それでは次に進みます。

(3) 専門部会の活動内容の報告について、議題とします。最初に相談支援部会長報告をお願いします。

○委員 I

資料3をご覧ください。

相談支援部会は、毎月第3木曜日の午前中に開催しております。これまでに、6月15日、7月20日、8月17日、9月21日、本日10月19日の計5回開催しました。また、市内で相談支援に関わっている相談支援専門員の横の連携の強化と人材育成を目的に8月10日に専門相談員が所属する法人の概要説明及び事業所の強み等について資料を用いてプレゼンテーションを行う研修会を実施いたしました。研修会では、これまでの相談支援部会において65歳到達の際に、介護保険制度へ移行される際のスムーズな移行を図ることが課題として挙げられていたことから、今回、地域包括支援センターの職員さんにもお声掛けをしたところです。委員からは、法人の強みについてお話をいただくことで、研修会に参加者に法人の情報が共有化され、より一層の連携強化につながったところです。相談支援部会では、引き続き、専門相談員の人材育成等を目的とした研修会を実施していきたいと考えております。

部会の活動内容ですが、今年度の相談支援部会の活動テーマの1つでもある「業務を通じて感じた課題について解決策を考える」と題して、日頃の業務でたくさんの相談を受けて、感じたこと・感じていることについて意見交換を行い、相談支援を行っていく上での課題として、「基幹相談支援センター」の役割や機能のあり方について意見交換を行い、本日配布しております、資料3の3、4ページにまとめたところです。

相談支援部会では、資料3にもあるとおり、「基幹相談支援センター」については、昨年度から他市の視察を行い、総合的な相談支援体制の構築や相談員の人材育成、困難ケース対応の助言など、部会員からは、当市の地域特性等を生かした基幹相談支援センターの設置が必要であるとの意見が出されたところです。初めは「基幹相談支援センターって何をやるのか」から始まり、徐々にその必要性が委員の中でも分かってきたところです。

また、相談支援部会委員からは、就労支援部会委員との情報の共有や日頃感じている地域課題について、意見交換をしたいとのご意見があり、11月30日(木)15時から部会間同士の交流会をはじめ開催する予定としております。

今後につきましては、当市の第4期の障害福祉計画において検討事項としている「地域生活支援拠点」の設置のあり方について協議を行う予定としており、障害のある方々が住み慣れた地域で生活をしていくためにも、居住の場と一緒に考えていかなければならないため、今年度第1回目の定例会においてお話をさせていただきました、グループホームなど障害のある方の居住の場の支援を行っている方々で構成される「居住支援部会」の設置について報告をさせていただいたところです。今後も相談支援部会

において協議を行ってまいります。定例会の委員の方々からも居住支援部会の設置についてご意見をいただければと思います。

○会長

基幹相談支援センターの設置については、次第の3「東村山市における障害福祉の現状と課題の共有」について、ご意見をいただく予定となっております。まずは、相談支援部会長より、居住支援部会の設置について定例会委員の意見を聞きたいとのことですので、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 H

地域生活の拠点を考えることは、とても大事なことだと思うが、もし具体的に居住支援部会ができたなら、どんなメンバーが入るのかなど、イメージが十分持てないので、部会では、どのような意見があったのか教えてください。

○委員 I

居住支援部会については、通過型と滞在型のグループホームが一緒になって考える場が必要と思っている。当市における地域生活拠点の整備については、既存のサービス事業所が連携して整備する「面的整備型」になると考えています。

○事務局 C

施設から地域へ、病院から地域へ移行した際、その受け皿として何ができ、何が必要なのかというのは、相談支援部会だけで協議するのは、難しいところもあります。

○会長

グループホームを運営されている方からのお話を聞くと、アフターケアが十分ではなく、結局施設に戻ってしまう現実があったりすると聞いています。

○委員 C

個人的には、地域移行ができる方と難しい方というのが存在すると思っている。入所施設でないとできないこともいっぱいある。福祉は人だと思っているので、専門性がある方が携わらないと、利用者の安心を確保していくのは難しいです。

どこから始めるか分からないが、ニーズがあれば作って始める、スタートしないと進んでいく必要があると思います。

○委員 D

施設でいられない方を在宅でカバーできるかと言われると難しい現状もあります。

○委員 E

お互いに情報提供しながらカバーできれば良い部会になっていくと思います。

○委員 A

居住支援部会の中でグループホームのあり方を検討していくことは大事だと思いますが、実際にグループホームを利用されている方よりも、地域で暮らしている方も多いので、生活支援について検討できれば良いと思います。地域で障害を持ちながらも生活をしていく時に必要となるサービスや支援について、幅広く話していただける部会があったら良いと思います。

○委員 J

当市の障害者自立支援協議会には、ヘルパーさんが参加する部会がないので、グループホームひとつに限らず、色々な居住の形態があるのではないのでしょうか。

○事務局 C

平成26年に協議会を作らせていただいた際には、まずはこれまで課題の多かった相談支援と就労支援について部会を作らせていただいたところです。部会の回数を重ねるにつれ、当市のような課題がピックアップされておりますので、その課題を解消

するにはどうしたら良いのかについて、引き続き協議していただく必要があると思います。

○会長

相談支援部会から提案があった、居住支援部会の設置について賛成の声が多かったと思います。私はヘルパーだけとか、施設だけとかではなくて、一緒に居住の場を考えていけたら良いと思います。地域生活支援拠点について、居住の場には色々な形態があり、施設も地域の中の福祉の拠点としての役割があると思いますが、東村山市独自のモデルを作っていくのが良いと思うので、十分に検討いただくようお願いします。

○事務局 A

障害福祉計画において平成29年度末までに各市にひとつ、地域生活支援拠点の整備をするという基本方針が国から出ています。当市につきましても、27～29年度の第4期の障害福祉計画において、設置検討とさせていただいているところです。国では28年度から全国で9市、都内では八王子市と大田区がモデル事業になっていることから、昨年度相談支援部会のメンバーと八王子市に視察を行ったところです。地域生活支援拠点のあり方について、具体的なあり方の検討や東村山の地域福祉の中でどういう形で、何が必要なかを課題としてあげていただく中で東村山の強みや弱みを出していただきつつ、居住支援の場、地域生活支援拠点の場というところをどのようなメンバーで、何を話し合っていたのか、もう少し部会で議論しながらご検討いただけると良いかと思います。

○委員 G

高齢の方も障害のある方も、いつまでも住み慣れた地域で生活できる仕組みを作らなければならない時代になっています。施設の強み、在宅での強み、それを支援する側の強みとかを包括的にとらえつつ支援できるシステムを作れるよう、居住支援部会で協議していければと思う。

○会長

障害のある人が、その人らしく住み慣れた地域で生活していくための居住支援のあり方を考える中で、ヘルパーさんや施設全て含んだ形での包括的な支援が大切なのではないかのご意見でした。事務局でさらに整理していただくとともに、部会でも検討を加えていただき、具体的な専門部会について立ち上げていく方向で検討していきたいと思います。

では、相談支援部会の活動内容の報告については、以上とします。就労支援部会の活動内容の報告について、報告をお願いします。

○委員 F

平成29年5月18日の第1回定例会以後の活動内容について、報告いたします。これまでに、10月3日の計1回、開催しています。

10月の第2回の部会では、当部会の活動テーマの一つである「就労や就労を継続していく上での諸課題」についての意見交換を行い、資料4のとおり「就労支援機能の充実と連携強化のために必要となる各機関の役割」について、国・都（学校）・市・地域（企業・法人等）の役割について意見交換を行ったところです。

意見交換では、人材の育成については、外部研修に参加するほか、法人独自で様々な研修会等を企画しているが、グループワークなどを行う研修は少ないとの意見がありました。また、人材の確保については、法人等の就職説明会の実施やホームページ、東京都の福祉人材センターなどに求人の募集を行っているほか、実習にこられた学生さんにお声かけをし、人材の確保に努めているが、現状としては、従事者の確保が厳しい状況が続いているため、人材の確保が難しいため新たな製品の開発や請負も難し

いのご意見がありました。

就労定着・生活支援につきましては、最近では就労定着のための支援を行っていく上で、その方の家族背景を聞き取る中で、障害当事者だけでなく、その家族の方への支援が生じる場合もあるとのご意見がありました。

ネットワークにつきましては、障害者自立支援協議会などを活用し、就労と相談支援の連携強化を図る必要があるとのご意見もありましたので、先ほど相談支援部会長からも報告がありましたが、11月30日（木）15時から部会間同士の交流会を開催する予定としております。

最後に労働環境については、障害者雇用の促進や就労体験の機会の提供、仕事に従事しやすい環境作りを進めることなどの意見もありました。

就労支援部会では、引き続き、資料4をもとに課題の整理及び課題解決に向けた施策など協議するとともに、必要に応じて市内の就労系の事業所にもお声かけをし、ご意見を伺う機会も設けてまいりたいと考えております。

また、資料4を協議していく上で、地域での障害者雇用の場として「医師会」や「商工会」にも入っていただいたらとご意見がありますが、定例会の委員の皆さま方のご意見をいただければと思います。

就労支援部会の活動報告は、以上です。

○会長

就労支援部会長より、「医師会」「商工会」にも入っていただいたらどうかとご意見がございましたが、委員の皆さま方何かご意見はございますか。また、何か報告内容についてご意見等ございますか。

○委員A

就労支援に関しては、障害者雇用だけでなく、様々な就労があっても良いのと思いますので、幅広く取り組んでいただければと思う。商工会の参加は、地元の企業と連携できれば、より良くなるかと思うので、お互いの困っていることに繋げていってもらえると良いと思います。

○委員B

商工会というのはストレートにピンとくるところがあるが、医師会がどのような関わりをしていくのか理由を聞きたいと思った。協議会の部会ということもあるが、「ほっとシティ東村山」との連携の可能性はあるのか、お聞きしたいと思います。

○委員C

就労で一番難しいのが続けることで、離職の7～8割は、企業の担当者が変わってしまうことです。能力が認められて仕事が増えていくと、何で自分ばかりと不満が積もり離職してしまう。就労に関しては、目標的な数字を出されても、かなり複雑な形になっており、親御さんと本人との意見の違いもあり難しくなっています。

○会長

商工会の参加については、いかがでしょうか。

○委員C

色々な方が入って、少しでも窓口が広がるのは、非常に良いことだと思います。

○委員J

国も都もジョブコーチシステムを変えようとしていて、就労先で育てようという姿勢になり始めているが、サポーターがいないと現実的には難しいと思います。就労支援部会、学校、就労支援室、ほっとシティ東村山、就労移行支援事業所などと、連携をどう取って行くのか、本人達を軸にして考えていただけると良いと切実に思います。

○委員D

実際に利用者の家を訪問すると、一般就労が可能な人が結構いらっしゃるの、その方々を吸い上げられるようなシステムがあると良いと思います。

○委員 E

就労継続支援 B 型事業所も、働いて工賃を得ることが大切なので、1 円でも多く収入を増やし、自立に向けて取り組めるようしっかり事業実施していきたいと思います。

○委員 G

情報を得るためには、商工会の参加もやぶさかではないと思います。

○委員 H

東村山の中の働く場に繋がるということでは、商工会の参加も良いかなと思いますし、精神障害のある人ですと、負荷かけてたくさん働くよりも、少しずつ仕事をしていきたいと要望される方もいて、就労まではいなくても、就労体験の場で商工会に限らず、高齢でご苦労されている農業や造園業の方とか、買い物に行けない高齢者の方のお助けをお願いしたいという声も上がっていますので、引き続き、東村山の中で力を発揮できるような就労の場を探していただけたらと思います。

○委員 I

特に精神障害のある人は、なかなか仕事が長続きしない方もいるので、退職後のフォロー体制が大切だと思っています。B 型に戻れる人は戻れるが、戻れない方もいる中で、どうフォローしていくかが、すごく大事なことかと思っています。地元で働くということを考えると、地元の商工会の方の協力は必要不可欠だと思います。

○会長

雇用の場の拡大、体験の場の拡大も必要ではないかというご意見を頂きました。必要があれば共同受注などについても、今後検討していければ良いのではないかと考えます。さらに商工会、医師会にも入って欲しいという意見ですね。

○委員 F

医療機関は昼休みが長いので、休み時間を利用して障害のある人が、就労できると良いと考えています。障害者就労というと、週に 20 時間以上働かないと、障害者雇用率に算定されないの、20 時間未満の仕事は非常に少ないです。就労支援室では、小さい就労と名付け、週 1 日 2 時間、2 週間で 2 時間とかの就労開拓をしております。東村山市は大きな工場とか、大きな企業がないので、小さな就労は開拓できると思っています。

○会長

社会福祉法人、市、市内の企業で、障害者のある人が働く場、体験の場を作るなど色々工夫しながら取り組んでいただけたらと思います。それでは、就労支援部会の活動内容の報告については、以上とします。

○会長

次に協議（報告）事項の（3）東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有について、議題とします。

それでは、当市において検討事項となっている「基幹相談支援センター」と「地域生活支援拠点」についての意見交換も行っていきたいと思います。

「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」について、以前にも定例会でご意見をいただき、また先ほど相談支援部会長から相談支援部会として具体的にまとめた資料として今回資料 3 の 3・4 ページに部会としての意見をまとめたのお話がありました。定例会の委員の皆さま方からのご質問やご意見等はございますか。

○委員 C

今後社会情勢の変化によって、様々な課題がたくさん出るので、取りまとめの機関が必要だと思います。これまで、「る一と」が多岐に渡って地域のコーディネートをしているので、ぜひ社協を中心として当市に設置していただければと思います。

○委員 H

基幹相談支援センターを設置することで、支援者のスキルアップ研修などができるので良いと思います。当市はそれぞれの法人が力を持っているので、全てを基幹型が負うのではなく、市民の方と向き合っている方々が、力を付けていただくところを応援する機関になった方が良いと思います。

○委員 G

具現化していくにあたり、どのようなシステムになるのか、ネットワークを組んでいくのか、より議論を深めていただきながら、東村山の地域特性に合った基幹相談支援センターの構築に向けて協議していただければと思っています。地域包括ケアを進めていく上での、とりまとめ役みたいなイメージになるのではと思っています。

○委員 F

基幹相談支援センターとても素晴らしいと思っています。業務内容が非常に多岐にわたっているため、有機的にどう関わり合いながら発展していくのか、期待したいです。

○委員 E

実際に設置するとなると、ある程度具体的な素案を作っていたかかないと、「この中で話し合しましょう」と言っても無理があると思いますので、事務局が中心になって素案を作っていたか、審議をしていくのが良いと思います。

○委員 D

前回の会議で、私がる一とでと話をさせていただいたかもしれませんが、今回の資料をみる限り、やはり「る一と」が支援しているとおりと感じています。不足している部分は、事業者の連絡会が各所にあると思いますし、各連絡会がサポートしてケアしていく形になると思いますので、当市は、既に下地はある程度できているとおります。市内の事業所のパイプ役を担う機関として「る一と」が適任と感じております。

○委員 J

すべて「る一と」でというのは、人材も含めて大変だと思っています。困ったら「る一と」に行けばいいとなってしまうのではないかと。基幹相談支援センターが定期的に研修のプログラムを作り、みんなが参加する。できたら支援員、相談員、指導員、現場にいる人たちが、行きたいと思うような研修内容になって欲しいと思いますが、事業実施になると「る一と」しかないと思います。それを今のスタッフの人数と、今の規模の空間で実施できるかと言ったら、私は正直無理だと思っています。もっと構造的に、経済的なバックも含めて考えなければならぬと思います。「る一と」で長くいる人で、周り、地域を知りながら、色んなことで動けるとい人材はものすごく大事な人材だと思うので、ぜひ「る一と」の規模を広くすることが必要だと思います。

○委員 B

「る一と」が培ってきたことについて、評価をいただいてありがたいと思います。仮に社協となった場合には、社会福祉協議会の組織の中でもきちんと、障害のある方の地域での生活も含め周知していく必要があると感じています。

○委員 A

基幹相談支援センターの機能は多岐に渡っているため担える人は、相当力量がないとできないという感想です。専門相談というと、今ある既存の相談支援事業所が受け

ている相談も、ある意味専門相談ですから、今行われている、それぞれの相談支援事業所の実践を集約するような形で、一つの基幹相談支援センターができるのが良いと思います。

○会長

専門的な力量が必要ということと、経済的な面について人員配置についてどう考えるのか、社協の状況だと厳しい面があるのではないかとご意見がありました。人員配置について市はどう考えているのかお答えいただければと思います。

○事務局 C

今後の流れとしては、資料3の3ページ目の、相談支援部会でまとめていただいた「基幹相談支援センターの機能と役割のあり方について」を元に、協議会の定例会の皆さま方から、あり方について報告書を提出していただこうと思っています。報告書を元に、必要な初期材は何なのか、人材はどれだけいるのかなど市で考えていきたいと思っています。

○会長

基幹相談支援センターは、総合相談、人材育成、権利擁護、虐待防止、地域移行・地域定着支援、この要となる基幹相談支援センターが、東村山に設置が必要であると確認させていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

基幹相談支援センターのあり方については、社協だけではなかなか専門性という意味で弱みがあると思うので、当市の連絡網であったり、相談支援部会の連携で可能なところがあれば、フォローできる体制作りを協議会として皆さんの力を借りながら、基幹相談支援センターをしっかりと支えていくような、報告書ができれば良いと考えておりますので、ぜひ報告書案を作成いただきたいと思います。

それでは、本日の東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有については、以上とします。次回も引き続き「基幹相談支援センター」と「地域生活支援拠点」につきましてご意見をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○会長

次に協議（報告）事項の（4）東村山市内社会福祉法人連絡会相談支援事業検討委員会の活動内容の報告についてです。

○委員 G

資料5に基づいて説明がなされた。

○会長

次に進みます。協議（報告）事項（5）その他になります。

○事務局 A

協議（報告）事項（5）その他につきましては、2点ございます。

1点目は、次回の定例会の議題です。今回は、今年度最後の定例会になることから、次年度である平成30年度の当協議会の進め方を議題の1つにしたいと考えています。

当協議会では、平成26年に障害者自立支援協議会を設置し、これまで、定例会や部会において地域の課題を抽出し協議を行っているところです。

これまで、定例会及び相談支援部会では、「基幹相談支援センター」のあり方及び設置の必要性について協議を行ってまいりました。

相談支援部会では、日頃の相談を通じて、「サービス等利用計画」を作成する際に市民の方々がどこの相談支援事業所に相談をしたら良いかなどについて意見交換を行い、リーフレットの作成を進めているところです。

今後の相談支援部会では、引き続き、「地域生活支援拠点」の整備のあり方や「居住支援部会」の設置について、設置の目的や協議していただく内容等について協議を行う予定となっております。

就労支援部会では、国から就労継続支援 B 型を新規で利用される方には、まずは就労移行支援事業所を利用し、アセスメントを行ったのち、就労移行支援事業所はアセスメント結果シートを記入し、結果シートをもとに作成されたサービス等利用計画案を踏まえ、市は支給決定を行うとされております。当市では、26市の中でも早く、アセスメント結果シートを作成し、運用を始めた経緯がございます。平成29年度第1回目でも協議を行いました。随時アセスメント結果シートの見直しを行うとともに、特別支援学校や就労移行支援事業所と連携しながら活用しているところです。

今回の第3回定例会で正式に活動テーマについてご協議をいただくものと思いますが、あらかじめこの場でご意見をお願いしたいというのが事務局からの依頼です。2点目の障害福祉計画について、説明させていただきます。

○事務局 D

東村山市では第5期障害福祉計画、30年度から32年度までの、障害福祉サービス量の見込みなどを、法に定められた計画を作ることで進めております。東村山市障害者福祉計画推進部会で、当事者なども入られて計画を作成しているところでございます。つきましては、障害者総合支援法第88条第8項によりまして、計画を作成するときは、市は協議会の意見を聞くよう努めなければならないと規定されているため、委員の皆様方のご意見をお伺いしたいと考えております。今後のスケジュールと設定する項目でございます。設定する項目としては、成果目標と障害福祉サービスの見込み量があり、それぞれの数値を設定していくものでございます。本日の会議の前半部分で、人材不足とか、福祉施設から就労出すのは難しいとか、グループホームの地域移行ばかりでなく、入所施設だって良い所があるとか、いただくべき意見は出たかと思っております。それらを踏まえ、サービス等について、自立支援協議会として各分野の皆さまに、話しておきたいということがあれば、ご意見として承りたいと思っております。いただいた意見については、計画部会にお伝えしてまいります。

○会長

来年度のテーマについては、本日の協議で「東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有について」意見等をいただきましたが、来年度も引き続き、現状の把握と課題を共有し、さらに整理していく必要があると思っております。現時点で、皆さまからご意見ありますか。

○委員 B

課題に関して、まずは取り組んでみてはというところで、検討すべき点はあると思いますが、今のところ想定されるテーマに取り組む形で良いと思っております。

○会長

リーフレットの作成やアセスメントシートの作成、それから研修会も盛んに行われるようになって、顔の見える関係の構築もできてきていると考えます。システムとしては、これから基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の整備をしていく方向性は出ていますが、来年度のテーマについてご意見をお願いいたします。

○委員 J

専門部会を広げていくことも入ると思いますが、基本的なテーマは変更なしで良いと思います。

○委員 D

このテーマで良いのですが、関係性というところのパイプについて、強化できると良いと思います。

○委員 H

市で障害児福祉計画を新たに作成していて、東村山市は医療的ケアが必要なお子さんも結構いらっしゃるので、協議会の場で障害のあるお子さんの生活支援について協議したらどうかと思います。

○委員 A

現状の把握・課題についても、なかなか底をつかないので、大きなテーマは変えなくても良いと思います。

○会長

専門部会を広げることと、パイプを強めること、障害児支援について深めたいという意見も出ているので、運営会議で整理してください。

もう1つ、障害福祉計画について事務局より説明がありましたが、皆さま方の方から障害者自立支援協議会としてのご意見はございますか。

○委員 B

市内では、一般相談事業所として「ふれあいの郷」と「るーと」が地域移行・地域定着支援を実施しておりますが、地域移行支援の実績があがらない状況を踏まえ、3点ほど課題があると思います。

1点目としてはモデルがない、ケースに関わることがないのが課題です。

2点目は、住まいの確保課題です。

3点目としては、体験の場です。

ピアサポーター、当事者の聞き手役、あるいは相談役といった、当事者の方のグループの養成、ピアサポーターの必要性があるのではというのが、日々の相談を通して聞こえてきています。地域移行が進まないことについての、課題として3つあげさせていただきます。

聴覚障害者の方の手話通訳者の養成について当市では男性の手話通訳者が少ない状況にあります。

○委員 D

視覚障害のある人を対象とした、同行援護のヘルパーが不足している現状がありますので、ぜひ来年度の計画の中に、人材確保を入れていただきたいと思います。

○委員 I

今回の定例会で議題になりました、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点について、ぜひ計画の中に入れていただきたいと思います。

○委員 F

東村山市内には、就労移行支援事業所が3か所あり、B型事業所も多いので、既存の資源を上手く使うことで、一般就労に限らず働く機会が増えれば良いと思います。

○委員 E

これまでの皆様方の意見に賛成です。

○委員 C

皆さんお話ししているようにやっていただきたいです。

○委員 I

知的障害のある人が通過型のグループホームに入居したいとの相談が増えてきてい

ますので、グループホームの増設は必要と思います。

○会長

今いただいたご意見は事務局の方で、障害者福祉計画推進部会へお伝えいただきたいと思います。

○会長

それでは、次に進みます。

次第の3、情報交換です。毎回、意見交換を時間の許す限り行っているところです。本日は、6名の方からお話があると事前に伺っています。

○委員B

障害者週間・福祉のつどいの説明がなされた。

○委員F

東村山市障害者就労支援室の講座開催について説明がなされた。

○委員I

ふれあいの郷の移転について説明がなされた。

○事務局A

村山苑の研修会について説明がなされた。

○委員C

さやま園のグループホーム「風のね」の開設について説明がなされた。

○事務局B

東京都地域自立支援協議会交流会の報告と部会間交流会の開催について説明を行った。

○会長

自立支援協議会の目的の一つに関係機関との情報共有・交換がありますので、事前に情報提供したい項目等がありましたら事務局にお伝えいただければと思います。最後に、事務局から何かございますか。

○事務局B

次回の定例会ですが、研修会終了後の2月を予定しております。会場等の都合もありますので、日程調整のうえ、後日改めて連絡いたします。

○会長

それでは、以上を持ちまして、平成29年度第2回東村山市障害者自立支援協議会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。

以上